

京都市教育委員会告示第3号

平成31年3月29日京都市教育委員会告示第8号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

令和元年7月3日

京都市教育委員会

「2 納入すべき費用額」の表を次のように改める。

演説会開催の日時	納入すべき費用額
平日の昼間	9,090円
平日の夜間	27,322円
休日	28,771円

備考1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。

2 「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合には、納入すべき費用額に燃料費として423円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納入すべき費用額に拡声機の使用料として540円を加算する。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)